

市川市告示第129号

振動規制法に基づく特定工場等において発生する  
振動について規制する地域の指定について

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係図面は市川市役所環境清掃部環境保全課において閲覧に供する。

平成24年4月1日

市川市長 大久保 博

1 指定地域 用途地域のうち工業専用地域を除いた地域

備考 用途地域、工業専用地域とは、平成24年4月1日現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。